監督への公認スポーツ指導者資格保有義務付けに伴う
第 79 回国民スポーツ大会本大会（滋賀県）・第 80 回国民スポーツ大会冬季大会（青森県）における取扱いについて

2025 年 4 月 10 日
公益財団法人日本スポーツ協会

1. 公認スポーツ指導者資格を保有する者とは

大会参加時（都道府県予選会に申込を完了した時点を起点とする）に公認スポーツ指導者資格の登録状況が『有効』（資格が認定されている状態）である者を指す。

※2025（令和 7）年 4 月 1 日（冬季大会は 2025（令和 7）年 10 月 1 日）時点で公認スポーツ指導者資格が『有効』であり、かつ有効期限が 2026（令和 8）年 3 月 31 日以降であること。

※ 2025（令和 7）年 4 月 1 日時点で指導者資格の有効期限が 2025（令和 7）年 9 月 30 日の者であっても、2025（令和 7）年 10 月 1 日付更新登録手続きを行える者は参加が可能。ただし、2025（令和 7）年 9 月 30 日までに更新登録手続きを行わなかった場合は参加不可。

2. 公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合の取扱い

- 都道府県予選会、ブロック大会を含め、選手のみでは参加できない。
- 選手が監督を兼任する競技・種目・種別においては、兼任する監督が公認スポーツ指導者資格を保有していない場合、当該チームは参加できない。

3. 参加可否一覧

【第 79 回本大会（滋賀県）】

2025 年 4 月 1 日現在		大会参加時		参加可否
資格状況	資格有効期限	資格状況	資格有効期限	
有効	2026 年 3 月 31 日以降	有効	2026 年 3 月 31 日以降	○
	2025 年 9 月 30 日		2029 年 9 月 30 日	○※1
		保留	2025 年 9 月 30 日	×
保留/無効	-	有効	2029 年 9 月 30 日	×※2

※1 2025 年 10 月 1 日付更新登録手続きを同年 9 月 30 日までに行った者は参加可能

※2 2025 年 10 月 1 日付登録手続きで認定された場合でも同年 4 月 1 日現在に資格が有効ではない者は参加不可

【第 80 回国民スポーツ大会冬季大会（青森県）】

2025 年 10 月 1 日現在		大会参加時		参加可否
資格状況	資格有効期限	資格状況	資格有効期限	
有効	2026 年 3 月 31 日以降	有効	2026 年 3 月 31 日以降	○
保留/無効	-	保留/無効	-	×※1

※1 2026 年 4 月 1 日付登録手続き予定の場合でも 2025 年 10 月 1 日現在に資格が有効ではない者は参加不可

【参考】参加資格違反事例

＜事例①　本大会終了時まで資格が有効ではかったことによる違反＞
　ブロック大会に監督として参加し、ブロック大会敗退。大会終了後、資格有効期限が本年 9 月 30 日だが、ブロック大会時点では、資格が有効であるため、更新手続きを行わなかったことが判明。

【処分内容】
　次回以降の大会において、2 大会以内の参加禁止処分

＜事例②　大会開催年の 4 月 1 日以前から資格が有効ではなかったことによる違反（1）＞
　本大会に交代監督として参加したが、大会終了後、当該監督は本年 4 月 1 日以前から資格を保有していない（保留状態であった）ことが判明。

【処分内容】
　次回以降の大会において、2 大会以内の参加禁止処分

＜事例③　大会開催年の 4 月 1 日以前から資格が有効ではなかったことによる違反（2）＞
　本大会に交代監督として参加。都道府県スポーツ協会および都道府県競技団体が、監督の資格保有状況を確認したところ、資格有効期限が本年 10 月 1 日以降であったため、問題ないと判断し、交代を認めた。
　大会終了後、当該監督は本年 10 月 1 日付登録手続きで認定されたため、本年 4 月 1 日以前から資格を保有していないことが判明。

【処分内容】
　次回以降の大会において、2 大会以内の参加禁止処分